

# ユースエール認定制度のご案内



## 1 認定基準について

主な認定基準は次のとおりです。（詳細は次のページをご覧ください）

### 1 募集

**新卒募集・若者対象の正社員募集をしていますか？（申請日現在）**

正社員：直接雇用、期間の定めなし、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者を指します。

短時間正社員は含みますが、派遣・請負従事者は含みません。

新卒求人 → 卒業後3年以内の既卒者の応募も可であることが必要です。

一般求人 → 34歳以下で「経験不問」であることが必要です。

### 2 離職率

**直近3事業年度の新卒者など（※）の正社員として就職した人の離職率が20%以下ですか？**

採用数が3人または4人の場合は、離職者数が1人以下です。採用実績がない事業所も該当します。

※「新卒者など」とは、**新卒者並びに既卒者**であって、新卒者と同じ採用枠で採用した者等**新卒者と同等の処遇を行う労働者のうち正社員**である労働者をいいます。

### 3 所定外労働

前事業年度の 正社員の月平均の**所定外労働時間が20時間以下** かつ  
正社員の**法定外労働時間が60時間以上の正社員ゼロ**

### 4 有給休暇

前事業年度の 正社員の有給休暇の年平均取得率が**70%以上** または  
正社員の有給休暇の年平均取得日数が**10日以上**

※①就業規則に規定があり、②有給で、③毎年全員に付与する、という条件を満たす休暇は、労働者1人あたり上限5日まで加算できます

### 5 育児休業

直近3前事業年度で 男性労働者の育児休業取得者が**1人以上** または  
女性労働者の育児休業取得率が**75%以上**

※就業規則などに定めがあれば、取得対象者がいない場合でも該当します。

※取得対象者とは、出産した女性社員・配偶者が出産した男性社員です。

### 6 青少年雇用情報を公表していますか？



ハローワーク三鷹 事業所部門

〒181-8517 三鷹市下連雀4-15-18

TEL 0422-47-8607 FAX 0422-49-0601

## 【認定基準一覧】

次の12項目をすべて満たす中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）は、認定企業となることができます。

1	学卒求人※1など、若者対象の正社員※2の求人申込みまたは募集を行っていること
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること
3	右の要件をすべて満たしていること
	・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること
	・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下※3
	・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと
4	右の青少年雇用情報について公表していること
	・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上※4
	・直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上※5
	・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数
4	右の青少年雇用情報について公表していること
	・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容
4	右の青少年雇用情報について公表していること
	・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）、役員・管理職の女性割合
5	過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと
6	過去3年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと※6
7	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと
8	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと※7
9	暴力団関係事業主でないこと
10	風俗営業等関係事業主でないこと
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと

※1 少なくとも卒業後3年以内の既卒者が応募可であることが必要です。

※2 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいい、派遣契約で業務に従事する者及び他社の事業所で請負業務に従事する者は除きます。

※3 直近3事業年度の採用者数が3人または4人の場合は、離職者数が1人以下であれば、可とします。

※4 有給休暇に準ずる休暇として、企業の就業規則等に規定する、有給である、毎年全員に付与する、という3つの条件を満たす休暇について、労働者1人あたり5日を上限として加算することができます。

※5 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」（子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業）を取得している企業については、くるみんの認定を受けた年度を含む3年度間はこの要件を不問とします。

※6 3、4の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から3年以内であっても再申請が可能です。

※7 離職理由に虚偽があることが判明した場合（実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど）は取り消します。

### 認定制度の詳細、必要書類等

認定制度の詳細、認定申請に必要な書類等については、

東京労働局ホームページをご覧ください。

URL : <http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

東京労働局HPのこのバナーをクリック

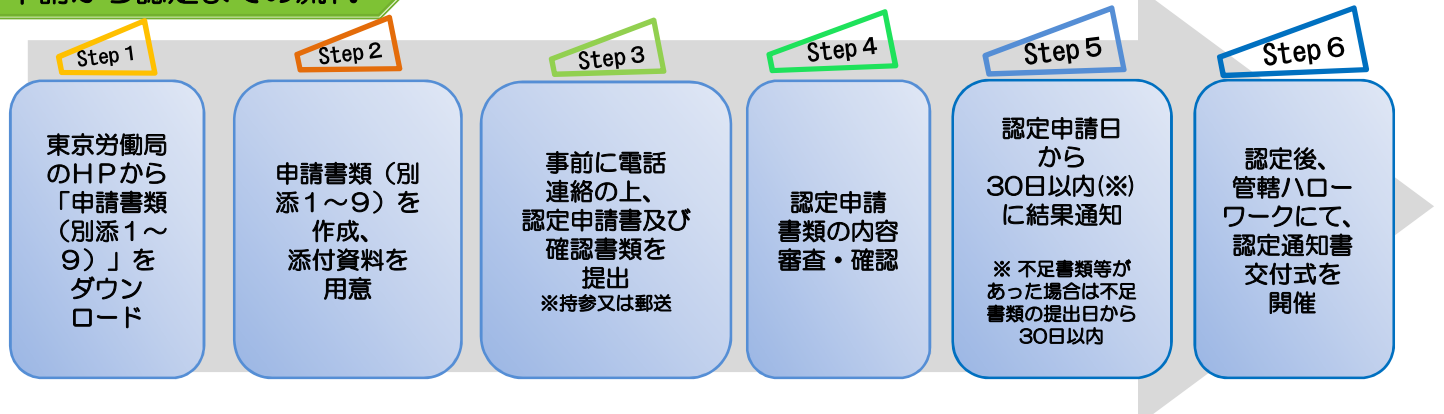


## 2 認定申請手続きについて

認定申請には、次の申請書類（別添1～9）及び添付書類が必要です。すべての書類がそろってから30日以内に審査結果が通知されます。

申請書類		添付書類	補足
1	基準適合事業主認定申請書	別添1	青少年を対象とした「正社員求人」または「募集が確認できる書面」の写し
2	新規学卒者等採用実績及び定着状況報告	別添2	
3	人材育成方針・教育訓練計画報告書	別添3	「事業所内職業能力開発計画」の写しでも可
4	労働時間等実績報告	別添4	・賃金台帳及びタイムカード等の写し（所定外労働時間等の確認） ・就業規則の写し（所定外の確認できる部分）
5	有給休暇取得実績等報告	別添5	・出勤簿等の写し（有給休暇の取得確認） ・「有給休暇に準ずる休暇」を記載する場合は、休暇の内容がわかる就業規則または労働協約の写し
6	育児休業等取得実績報告	別添6	・出勤簿等の写し（育児休業等の取得確認） ・育休の取得実績がない場合は、就業規則または労働協約の写し（育休に関する部分） ・くるみん認定等を受けた場合は、基準適合事業主認定通知書の写し
7	関係法令遵守状況報告	別添7	是正勧告、送検公表があった場合は別途必要
8	誓約書（認定申請用）	別添8	
9	企業情報報告書	別添9	直近3事業年度の新卒者の採用・離職者数等の内容が公表されたHPの写しでも可（申請日現在で公表していない場合はご相談ください）

### 申請から認定までの流れ



### 認定申請書の提出先


東京労働局 職業安定部 若年雇用係 TEL: 03 - 3512 - 1657

千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎12階

（最寄駅：東京メトロ 東西線・半蔵門線、都営新宿線 九段下駅から徒歩5分）

### 3 認定のメリット

ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで重点的PRを実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」（4ページ参照）などにも認定企業として企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マーク（右）を、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。 
4	若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算	若者の採用・育成を支援するため、認定企業が次の各種助成金を活用する際、一定額が加算されます。 ① キャリアアップ助成金 ② 人材開発支援助成金 ③ トライアル雇用助成金 ④ 特定求職者雇用開発助成金（三年以内既卒者等採用定着コース）
5	日本政策金融公庫による低利融資	株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）において実施している「地域活性化・雇用促進資金（企業活力強化貸付）」を利用する際、基準利率から-0.65%での低利融資を受けることができます。 ※ 基準利率は、平成29年4月1日現在、中小企業事業1.21%、国民生活事業1.71%です。 ※ 適用利率は、資金用途、返済期間、担保の有無、信用リスクなどに応じて異なる利率が適用されます。 ※ 地域活性化・雇用促進資金（企業活力強化貸付）の詳細は、以下のURLをご覧ください。 <a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/17_tiikikigyou_m_t.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/17_tiikikigyou_m_t.html</a>
6	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されました。 ※ 公共調達における加点評価の仕組みは、原則平成28年度中に開始。 ※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められます。

#### 【認定に当たっての注意点】

認定に当たっては認定申請日における直近の事業年度で要件を満たしている必要があります。また、認定を受けた場合は、継続して要件を満たしている必要がありますので、毎事業年度終了後1カ月以内に確認書類を提出していただいております。

《例》事業年度が3月末の事業主の方が3月に認定を受けた場合  
 ⇒⇒ 新事業年度が開始した4月に改めて確認書類の提出が必要

#### 【若者雇用促進総合サイト】のご案内

全国のユースエール認定企業の情報が掲載されているサイトです。

個別企業ごとに企業概要、雇用管理の状況、求職者に向けたメッセージなどを掲載することができます。

